



平成 27 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名：株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム
代表者名：代表取締役社長 長野 純一
(コード番号：1919 東証 第一部)
問合せ先：経営企画室長 木下 伸路
電話番号：06 - 6242 - 0555 (代表)

内部統制システム構築の基本方針の一部変更のお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 30 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり改定決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、社内規程である「エス・バイ・エルグループ企業行動憲章」、「コンプライアンス規程」、「エス・バイ・エルコンプライアンス行動規準」をもって、取締役及び使用人が、その職務の執行に当って、法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすための基本原則としている。
- (2) 当社は内部監査機能を強化するため、社長直轄の部署として内部監査担当部を置いている。また、当社は、コンプライアンス体制の推進・強化のため、法務コンプライアンス担当部署を「業務分掌規程 業務分掌表」において定め、同担当部署を通じて、取締役及び使用人に対し、定期的に研修等のコンプライアンス・プログラムを策定し、これを実施する。また、事業所にも適切な組織・責任者を設け、コンプライアンス推進体制を構築し、事業所のコンプライアンス推進活動を行う。内部監査担当部は、全社業務モニタリングのための独立した組織とし、内部監査の結果については、社長に直接報告するとともに、取締役会にも定期的に報告する。
- (3) 当社は、「エス・バイ・エルグループ内部通報規程」を整備し、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、当社の業務に関する法令違反等の不祥事を未然に防止し、かつ、良好な職場秩序を維持することによって、顧客及び取引社会の信頼を確保するため、あらゆる不祥事の早期発見と是正を図り、もってコンプライアンス経営の強化を図る。
- (4) 当社は、反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を「業務分掌規程 業務分掌表」において定め、社会秩序や健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力、団体及び個人との関係を遮断・排除し、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携の上、毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報については、管理基準及び管理体制を整備しており、法令並びにこれらの基準及び体制に基づき、作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役及び会計監査人が閲覧することが可能な状態にて管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、事業を取り巻く様々なリスクに対して、的確な管理・実践を可能にすることを目的に「リスク管理規程」を定め、管理・運用する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図るため、取締役会の機能を経営戦略の策定及び業務執行の監督に特化させる。取締役の職務は、取締役会が選任する本部長及び統括部長等の部門長により、取締役会の定める「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき役割を分担して、その責任と権限を明確にした上、執行されている。
- (2) 当社は、経営に関する重要事項の決定を主たる任務とした、取締役、執行役員及び経営会議が指名した者により構成される経営会議を設置する。
- (3) 当社は、経営理念の下に経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下取締役、本部長及び統括部長等の部門長はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。

5．当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するため、「業務分掌規程 業務分掌表」において関連事業担当部を置き、社内規則に従い、各子会社の指導を担当させる。
- (2) 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質等を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。
- (3) 当社は、親会社との間で、親会社及び当社が両社の社会的責任を負う上場企業としての地位を互いに尊重した上で、親会社及び当社の更なる成長・発展、企業価値の向上を目指すことを目的とした業務提携契約を締結しており、かかる契約に基づく取引を実施することで、親会社との取引の適正性を確保する。

6．子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

- (1) 当社グループは、経営効率の向上と事業の発展を目的として、「グループ会社管理規程」により報告の手段、内容を定め、報告事項に対し適切な指導・助言を行う。
- (2) 当社及び子会社は、毎月グループ会社会議を実施し、経営状況及び財務状況について報告を受け、子会社業務の適正を確保する。

7．子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社グループは「3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の通り、グループ一体となった体制を構築する。

8．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。
- (2) 当社は、子会社の決裁事項について、「グループ会社管理規程」、「グループ会社管理規程運用細則」に事項別手続を定め、意思決定の効率化を図る。

9. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「エス・バイ・エルグループ企業行動憲章」、「エス・バイ・エルコンプライアンス行動規準」を策定しており、企業集団を構成する全取締役及び使用人に周知徹底する。

10. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、代表取締役社長と協議の上、監査役室を設置し、使用人若干名を置くものとする。
- (2) 監査役室の使用人の人事に関しては、その独立性を確保するため、監査役会と事前に協議をするものとする。

11. 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 監査役は、その職務を補助するために当該使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができる。
- (2) 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。
また、兼務する他部署の上長及び取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は必要な支援を行う。

12. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- (2) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには直ちに監査役に報告する。
- (3) 取締役及び使用人は、監査役から業務に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。

13. 子会社の取締役等及び使用人が監査役に報告するための体制

- (1) 子会社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実若しくはそのおそれのある事実、又は子会社における法令、定款または社内規程に違反する重大な事実を発見した場合、直ちに当社の関連事業担当部に報告する。
- (2) 子会社の取締役から報告を受けた事項について、当社の関連事業担当部が当社の監査役に報告すべき事項は、関連事業担当部長と監査役との協議により決定した事項とする。
- (3) 監査役は、必要に応じ、子会社に対し業務の状況について報告を求め、子会社の業務の適正を監視する。

14. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して前項の報告をしたことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとする。

15. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、職務上必要と認める費用について、予め予算を会社に提出する。ただし、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求し、速やかに当該費用または債務を処理する。

16. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- (2) 監査役は、内部監査担当部と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査担当部に調査を求める。
- (3) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

以上